



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1152 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
1153 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
1154 " (")
1155 引の池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
1156 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)

○ 正誤

平成19年7月17日付け和歌山県報号外和歌山県監査公表第

28号中

告 示

和歌山県告示第1152号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011000092	ケアランド伊都こまどり	児童デイサービス	事務所の名称	ケアランド高野口こまどり	ケアランド伊都こまどり	平成19.9.3
			事務所の所在地	橋本市高野口町名倉234	橋本市高野口町向島171-5	

和歌山県告示第1153号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)コジマNEW和歌山店
和歌山市手平三丁目43-6 他
- 意見の概要
(1) 廃棄物の集積場所については、悪臭や飛散に十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。
また、廃棄物の減量及びリサイクルに努め、分別収集にご協力願います。
(2) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年10月2日～平成19年11月2日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1154号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
紀三井寺コミュニティーセンター
和歌山市小雑賀805-1
- 意見の概要
特になし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成19年10月2日～平成19年11月2日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	楠本留一	橋本市高野口町伏原1182番地
理事	楠本巧	橋本市高野口町伏原795番地
理事	岡本善和	橋本市高野口町伏原1145番地
理事	吉田稔	橋本市高野口町伏原482番地
理事	石井良武	橋本市高野口町伏原628番地
理事	山本昌孝	橋本市高野口町小田212番地
理事	森田正男	橋本市高野口町小田101番地の1
理事	堀和雄	橋本市高野口町名古屋673番地
理事	杉村弥太郎	橋本市高野口町名古屋786番地
理事	氏岡博	橋本市高野口町名古屋463番地の7
理事	寺本忠行	橋本市高野口町名古屋207番地
理事	北本進	橋本市高野口町名古屋1183番地
理事	丸山勲	橋本市高野口町応其239番地
理事	奥野満	橋本市神野々309番地の3
監事	辻脇均	橋本市高野口町小田316番地
監事	岩城正之	橋本市高野口町応其308番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	楠本留一	橋本市高野口町伏原1182番地
理事	楠本巧	橋本市高野口町伏原795番地
理事	岡本善和	橋本市高野口町伏原1145番地
理事	吉田稔	橋本市高野口町伏原482番地
理事	石井良武	橋本市高野口町伏原628番地
理事	林正久	橋本市高野口町小田398番地
理事	森田正男	橋本市高野口町小田101番地の1
理事	堀和雄	橋本市高野口町名古屋673番地
理事	杉村弥太郎	橋本市高野口町名古屋786番地
理事	氏岡博	橋本市高野口町名古屋463番地の7
理事	寺本忠行	橋本市高野口町名古屋207番地
理事	北本進	橋本市高野口町名古屋1183番地
理事	丸山勲	橋本市高野口町応其239番地
理事	奥野満	橋本市神野々309番地の3
監事	安川茂信	橋本市高野口町応其332番地の2
監事	脇田利男	橋本市高野口町小田423番地

和歌山県告示第1156号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、

次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 日時 平成19年10月25日（木）午後1時から
- 場所 和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館 防災対策室B
- 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 ジャストホーム
 - (2) 代表者氏名 吉田正一
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市西庄1056-255
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（1）第3529号
 - (5) 免許年月日 平成19年1月24日

正 誤

正 誤

平成19年7月17日付け和歌山県報号外和歌山県監査公表
第28号中

ページ	行目	誤	正
4	上から7	許されない解される。	許されないと解される。
	上から25	通信など	通信など
5	上から14	補助事業	補助業務
	上から21	政治団体	政治団体等
	上から25	明きらか	明らか
	上から27	政務調査費費	政務調査費
	上から40	平成15年度	平成15年
6	上から4	後援会活動当など	後援会活動など
	上から24	平成15年3年間	平成15年から3年間
	上から35及び36	3年間で160万400円 17「事務所管理費等」 「事務所経費」「事務所管理費」として支出	3年間で160万400円 17「事務所管理費等」
	上から39	16年度（17年度は	16年（17年は
	上から40	自由民主党和歌山県支部和歌山市第六支部	自由民主党和歌山県和歌山市第六支部
	上から40及び41	平成15年度	平成15年
	上から2	自由民主党和歌山県支部和歌山市第六支部	自由民主党和歌山県和歌山市第六支部
7	上から2及び3	規制法収支	規正法収支
	上から4	平成16年度	平成16年
	上から4	後援会活動など	後援会活動など
	上から30	16年の	平成16年の
	上から31	当該年の3年間	当該3年間
8	上から2	平成15年度	平成15年
	上から15及び16	後援会活動当など	後援会活動など
	上から28	15/5	平成15年5月
	上から38	当該年の3年間	当該3年間

9	上から11	平成15年度	平成15年
	上から18	17年度	17年
	上から21	後援会活動当など	後援会活動など
10	上から20	平成15年度	平成15年
	上から30	後援会活動当など	後援会活動など
11	上から30 及31	設置する	設置する
12	上から1	政務調査費充当	政務調査費に充当
13	上から3	後援会活動当など	後援会活動など
14	上から9	直接必要と経費	直接必要とする経費
	上から14	規制法収支	規正法収支
	上から22 及び23	後援会活動当など	後援会活動など
	上から35	規制法収支	規正法収支
15	上から6		
	上から7	大沢広太郎研究会	大沢広太郎後援会
	上から13	使途原即	使途原則
	上から21	平成17年	平成17年度
	上から43	15/4	平成15年4月分
16	上から10	月数以上にの	月数以上の
17	上から25 及び26	規制法収支	規正法収支
	上から26	自由民主党伊都郡支部連絡協議会」平成15年	自由民主党伊都郡支部連絡協議会」は、平成15年
	上から31 及び32	後援会活動当など	後援会活動など
	上から39	規制法収支	規正法収支
18	上から10		
	上から27	新和政策研究会	新和政策調査会
	上から41	規制法収支	規正法収支
19	上から2及び3	後援会活動当など	後援会活動など
	上から13	規制法収支	規正法収支
	上から14	新和政策研究会	新和政策調査会
	上から27	規制法収支	規正法収支
20	上から23	15/5	5月分以降の平成15年度
22	上から23	政務務調査費	政務調査費
23	上から5	規制法収支	規正法収支
	上から9及び10	後援会活動当など	後援会活動など
	上から26	規制法収支	規正法収支
	上から35	雇傭	雇用
24	上から8	消耗品費	消耗品代
	上から24	規制法収支	規正法収支
25	上から24		
26	上から6		
	上から9及び10	後援会活動など	後援会活動など
	上から18	事件費	人件費
	上から24	規制法収支	規正法収支
	上から37		
	上から3	松本貞治	松本貞次
27	上から5	15年4月	平成15年4月
28	上から16	規制法収支	規正法収支
	上から19 及び20	後援会活動当など	後援会活動など
	上から42	規制法収支	規正法収支
30	上から43		
31	上から11	84万8401円	84万8041円
	上から16 及び17	17年度は	17年分は
	上から17	自由民主党和歌山県東牟婁郡第1支部	自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部
	上から37	規制法収支	規正法収支
32	上から8	規制法収支	規正法収支
	上から19	事務所	事務所費
	上から34	規制法収支	規正法収支
	上から38 及び39	後援会活動当など	後援会活動など
33	上から6及び7	規制法収支	規正法収支
	上から20		
35	上から3	通信費	通信費等
	上から19	規制法収支	規正法収支
36	上から31		
	上から36	17年	17年度
37	上から2	規制法収支	規正法収支
	上から14	雇傭	雇用
	上から36	規制法収支	規正法収支
38	上から17	3年で	3年間で
39	上から3	規制法収支	規正法収支
	上から16		
40	上から3		
	上から17		
41	上から35	東幸司	東幸司後援会
	上から3	規制法収支	規正法収支
	上から5	17年とは支払いがない。支払いがない期間	17年は支払いがない。支払いがない期間
	上から19	規制法収支	規正法収支
42	上から28	平越孝哉	平越孝哉
	上から4	規制法収支	規正法収支
	上から8	(1)	(2)
43	上から21	規制法収支	規正法収支
	上から8		
	上から14	17年	17年度
	上から24	規制法収支	規正法収支
44	上から40	尾崎太郎後援会	尾崎太郎後援会
	上から1	規制法収支	規正法収支
	上から4及び5	尾崎太郎後援会	尾崎太郎後援会
	上から8	併設していね	併設している
	上から17	規制法収支	規正法収支
45	上から20	尾崎太郎後援会	尾崎太郎後援会
	上から14	月6万(収支報告から見ると8万	月6万円(収支報告から見ると8万円

	上から16	成務調査活動事務所	政務調査活動事務所	73	上から24		
	上から1	「事務員雇用経費	「事務員雇用経費」		上から36 及び37		
46	上から6	有していること	有していること	74	上から7		
	上から16	回答内容がは、	回答内容には、				
	上から10	この店	この点	75	上から8	電話料金支払い証明書	電話料金支払証明書
47	上から11	規制法収支	規正法収支		上から13	賃金支払い表	賃金支払表
	上から23				上から17	あたって	当たって
48	上から19	講演会等	後援会等		上から8		
	上から38	別表	別紙	76	上から27	求めるとともに	求めるとともに
	上から33	第2項規定の	第2項に規定する		上から37	支払い証明書	支払証明書
49	上から38 及び39	明きらか	明らか		上から40		
	上から43	地方自治法	自治法				
	上から6	適示	摘示				
50	上から34 及び35	明きらか	明らか				
	上から42	認めれる。	認められる。				
52	上から2	宿泊費等	宿泊費等)				
53	上から7	条例	交付条例				
	上から10						
55	上から10	ならない」	ならない				
	上から31	外形場土	外形上				
60	上から36	委ねるられべき	委ねられるべき				
	上から3	あたって	当たって				
	上から9	但し、後援会事務所	後援会事務所				
61	上から13	但し	ただし				
	上から22	あたって	当たって				
	上から31	一体となっていてい る	一体となっている				
62	上から24	あたって	当たって				
	上から1	賃借料を政務調査費	賃借料に政務調査費				
63	上から10	あたって	当たって				
	上から26						
	上から42 及び43						
64	上から5	支払い証明書	支払証明書				
	上から16	2/3	3分の2				
66	上から8	あたって	当たって				
	上から27	借りているいる	借りている				
67	上から25	あたって	当たって				
	上から40 及び41						
68	上から26	また。	また、				
	上から12	即して	則して				
69	上から15	あたって	当たって				
	上から39	1人はか月	1人は3か月				
	上から42	あたって	当たって				
	上から17	政務調査収支報告書	政務調査費収支報告 書				
70	上から26 及び27	あたって	当たって				
	上から42						